

受取書発行にかかるお知らせ

組合員・利用者 各位

2020年4月1日
水郷つくば農業協同組合
代表理事組合長 池田 正

当JAでは、職員がお客様のご自宅等を訪問し、現金・通帳などをお預かりする際は、必ず、JA所定の「受取書」または「預り証」「領収書」をお客様にお渡ししております。（名刺・メモ等を受取書等の代わりとすることは、絶対にありません。）

【必ず行います】

- 当JA職員が、訪問先または店舗窓口において、お客さまから現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、当JA所定の「受取書」または「預り書」「領収書」をお渡しします。
- 例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

【決して行いません】

- 当JA職員が当JA所定の「受取書」または「預り証」「領収書」以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- お客さまのご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはできません。

【お客さまへのお願い】

- 「受取書」「預り証」「領収書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- 当JA所定の「受取書」「預り証」は、お客さまへ現金をお届け、あるいは重要書類等をお返しする際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は、少なくとも月に1回のご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りのJAのATM、窓口をご利用ください。
- 当JA職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客さまとの応対について、ご不明・ご不審な点がございましたら、集金担当者にお問い合わせせず、直接、当JA窓口までご連絡ください。

以上、お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。